

【林野庁より周知】新型コロナウイルス感染症の急拡大が 確認された場合の対応の周知について

平素より森林・林業・木材産業行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。
また、これまでも新型コロナウイルス感染症対策・事業継続に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和4年1月31日に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より各自治体宛に新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について、下記資料リンク掲載のとおり事務連絡が発出され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からもこのことについてお知らせがありました。

(主な改正点)

1. オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日(陽性者との接触等)から7日間とし、8日目に待機を解除とすること、
2. ①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱を実施できること

ただし、上記いずれの場合も、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うようお願いいたします。

等が示されておりますので、皆様に周知いたします。

【資料】

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

令和4年1月28日一部改正：<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

掲載ページ:自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)2022年

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html